

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第30号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（自動車の使用の公費の支払）</p> <p>第4条 熊本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である運送事業者その他の者（以下「運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に当該する場合に限り、当該運送事業者等からの請求に基づき、当該運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>16,100円</u> を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項若しくは第5項又は法第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされた法第86条の4第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数</p>	<p>（自動車の使用の公費の支払）</p> <p>第4条 熊本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である運送事業者その他の者（以下「運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に当該場合に限り、当該運送事業者等からの請求に基づき、当該運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>15,800円</u> を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項若しくは第5項又は法第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされた法第86条の4第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数</p>

から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）

ウ 【略】

第5条～第7条 【略】

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 熊本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 **7円73銭**
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 **5円18銭**にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に**386,500円**を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

第9条～第10条 【略】

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）

ウ 【略】

第5条～第7条 【略】

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 熊本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 **7円51銭**
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 **5円2銭**にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に**375,500円**を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

第9条～第10条 【略】

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 熊本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が、同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 **541円31銭**に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に**316, 250円**を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 **28円35銭**にその500を超える数を乗じて得た金額に**586, 905円**を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

第12条 【略】

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

第11条 熊本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が、同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 **525円6銭**に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に**310, 500円**を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 **27円50銭**にその500を超える数を乗じて得た金額に**573, 030円**を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

第12条 【略】